

知多市定期予防接種の再接種費用の助成制度について

知多市では、小児がん等を理由とした医療行為により、接種済の定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方を対象に、感染症予防や経済的な支援を目的として、再接種費用の助成を行っています。

再接種の前に手続きが必要ですので、助成を希望する場合は、知多市健康推進課予防接種担当へお問合せください。

1. 対象者

次の（１）～（３）に該当する方が対象となります。

- （１）骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている方。
- （２）予防接種の再接種日に知多市に住所を有すること。
- （３）接種済みの定期予防接種の接種回数・接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。

なお、予防接種の種類によって以下の通り、再接種が受けられる年齢の上限が定められています。

予防接種の種類	再接種が受けられる年齢
B型肝炎、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、HPV	20歳未満
四種混合	15歳未満
ヒブ	10歳未満
BCG	4歳未満
小児肺炎球菌	6歳未満

2. 対象となる予防接種の種類

次の（１）～（２）に該当するものが対象となります。

- （１）予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病であること。
- （２）使用するワクチンが、実施規則の規定によるものであること。

3. 助成金額

予防接種にかかった接種費用（知多市が定める委託料金を上限とします）

4. 助成の流れ

（１）事前申請

- ① 再接種を受ける前に、健康推進課へご連絡ください。
- ② 健康推進課から、「知多市予防接種費補助対象者認定申請書」と「知多市定期予防接種再接種該当理由書」を送付します。

- ③ 申請書に必要事項を記入してください。理由書は、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断した医療機関に、記入を依頼してください（書類作成に費用が発生する場合があります）。
- ④ 申請書と理由書に、母子健康手帳（接種済みの定期予防接種の履歴が確認できるもの）のコピーを添え、健康推進課にご提出ください。

（２）助成認定

申請書受理後、健康推進課から次のものを発行し、送付します（書類の受付から通知書等がお手元に届くまで１０日程かかります）。

- ・ 知多市予防接種費補助対象者認定通知書
- ・ 予防接種実施依頼書
- ・ 知多市予防接種予診票
- ・ 知多市予防接種費補助金交付申請書兼請求書

（３）再接種

医療機関に予約し、再接種を受けてください。接種後は、医療機関に接種費用を支払ったのち、使用した予防接種予診票（原本）と領収書を受け取ってください。

【予防接種時に医療機関に提出するもの】

- ・ 予防接種実施依頼書
- ・ 知多市予防接種予診票
- ・ 母子健康手帳

（４）接種費用の助成

知多市予防接種費補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入のうえ、使用した予防接種予診票と領収書のコピーを添えて、健康推進課に提出してください。

【申請に必要なもの】

- ① 使用した予防接種予診票
- ② 領収書のコピー（ワクチン個々の金額が記載されたもの）
- ③ 知多市予防接種費補助金交付申請書兼請求書
- ④ 振込先のわかるもの（通帳等）
- ⑤ 印鑑

郵送の場合、④⑤は必要ありません。

【申請場所】

知多市健康推進課（保健センター）

【申請時期】

申請に必要なものをそろえて、接種した年度の末日（３月３１日）までに申請（郵送可）してください。

（５）助成金の交付認定・支給

健康推進課から交付決定通知を送付したのち、指定口座に助成金を振り込みます。